

令和8年度世界遺産を核とした誘客促進事業 メディアを活用した観光プロモーション実施業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度世界遺産を核とした誘客促進事業
メディアを活用した観光プロモーション実施業務

2 目的

本事業は、世界遺産「佐渡島（さど）の金山」など、佐渡をはじめとする本県観光の魅力首都圏のメディア等を通じて発信することで、佐渡を含む本県全域での誘客拡大と周遊促進を図ることを目的とする。

3 委託期間等

契約締結の日から令和9年3月末まで

4 業務内容

メインターゲットに対して高い訴求力を有する、Web を中心とした複数媒体を組み合わせた一体的な発信を実施することで、以下を総合的に実現すること。

- ①新規顧客及びリピーターの獲得
- ②佐渡を含む県内観光スポットの認知拡大
- ③佐渡を契機とした県内周遊の促進
- ④旅行予約および来訪行動の喚起と予約動線の設定

※企画構成にあたっては、別添「【公表版】（報告書抜粋）佐渡島を起点とした県内周遊人流調査」の調査結果も活用し、実効性の高い企画を提案すること。

(1) メインターゲット

首都圏在住者を中心とした時間に余裕がある層、興味関心事に費用を惜しまない層など、佐渡を契機とした県内周遊に親和性のあるターゲット

(2) 発信内容

以下の条件をすべて満たすものであること。

- ①秋冬の新潟県の認知度向上と来訪促進につながる企画とする。
- ②県内周遊に親和性のあるターゲットに向けた、佐渡を契機とした県内周遊促進やリピーターの確保につながる企画とする。
- ③新潟県観光立県推進行動計画（※1）による本県のコアバリューやブランドコンセプトを体感できるテーマ性のある旅を提案する。
- ④情報発信に加え、旅行商品との連携や参加型企画等、実際の来訪に繋がる仕掛けを加える。
- ⑤佐渡を主軸とする県内周遊モデルコースをテーマ別に複数発信できるようにするなど、佐渡以外の県内6エリア（※2）の情報も周遊先として効果的に紹介で

きる企画構成とする。

⑥一時的な情報発信にとどまることなく、来年度以降も含め継続的な情報拡散に繋がる企画内容とする。

(※1) 新潟県観光立県推進行動計画について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankokikaku/1500029840507.html>

(※2) 佐渡以外の県内6エリアについて

①村上・新発田エリア、②新潟・阿賀エリア、③弥彦・燕三条エリア、
④長岡・柏崎エリア、⑤湯沢・魚沼エリア、⑥妙高・上越・糸魚川エリア

(3) 発信媒体

Webを中心とする複数媒体（Web記事、SNS等）を組み合わせた発信とする。

なお、単一媒体による提案は不可とし、各メディア媒体の選定理由と想定される閲覧者数及び期待される効果を明示すること。

(4) 取材先等との連絡・調整等

記事の制作・掲載に当たり、取材先や関係者に対する取材予約や、掲載許可申請、素材提供依頼、掲載内容の確認については、受託者において行うこと。

(5) 出版社等との連絡・調整等

記事掲載に係る出版社等との連絡・調整や広告料の支払いについては、受託者において行うこと。

(6) プロモーションの効果測定

発信した情報の閲覧者数やコンバージョン数等、定量的に事業効果の測定が可能なKPIを設定するとともに、閲覧者（参加者）属性等を分析し、類似企画等との数値を比較する等、客観的な視点から効果測定を行うこと。なお、効果測定の結果は議会答弁等に使用する場合がありますため、公表可能な数値を用いて分析を行うこと。

また、効果測定に用いるデータの推移は、月1回を目安に、県へ定例報告を行うこと。

(7) インフルエンサー起用時の注意点

インフルエンサーを起用する企画提案の場合は、ターゲットに対して波及効果の高い発信が期待できる人材（同世代のロールモデルとなり得る著名人、特定のテーマに精通した者等）を選定すること。

(8) その他

その他、事業の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

5 成果物（実施効果の検証を含めた報告書等）の納品

(1) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(2) 納品方法

実施効果の検証を含めた報告書（様式不問）

6 委託限度額

20,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

7 その他

- (1) 本事業を円滑に実施するため、委託者が必要と認めるときは、事業の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 本事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び新潟県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこととする。
- (3) 受託者は、事前に県の承諾を得た場合、本事業の実施にあたり、一部業務を受託者の責任において再委託できるものとする。
- (4) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。